

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第五号

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表教育政策推進室の項を次のように改める。

教育振興大綱 推進課	教育振興大綱推進係
---------------	-----------

第三条の表生徒指導支援室の項中「生徒指導第一係、生徒指導第二係」を「生徒指導係、教育相談係」に改め、同表保健体育課の項中「体力向上推進係、」を削る。

第四条企画管理室の項中第十号を第十三号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 教育に関する広報に関すること。

十二 教育に関する法人に関すること。

第四条企画管理室の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 教育委員会規則等の制定改廃に関すること。

第四条教育政策推進室の項を次のように改める。

教育振興大綱推進課

一 教育振興大綱の進行管理に関すること。

二 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。

三 教育に関する調査統計に関すること。

第四条生徒指導支援室の項に次の二号を加える。

五 教育相談(奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号)第三条に規定する特別支援教育部の所掌に属するものを除く。次号

において同じ。)に関する調査研究及び教育関係職員の研修に関すること。

六 児童生徒等に係る教育相談に関すること。

(奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正)

第二条 奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「教育相談部

特別支援教育部」

を「特別支援教育部」に改める。

第三条教育相談部の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。